

調査地区にお住まいの皆様

岐阜県古川土木事務所

## 土砂災害防止法に基づく現地調査について（お願い）

日頃は、岐阜県の土木行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県では、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害の恐れがある区域を指定する等、皆様の警戒避難に役立てていただくソフト対策を進めているところです。

今回、新たに土砂災害危険箇所として抽出された箇所の一部について、土砂災害防止法に基づき、土石流やがけ崩れといった土砂災害の恐れがある区域を設定するために必要となる現地調査を下記のとおり行います。

つきましては、調査に伴い皆様の所有地に立ち入らせていただく場合がありますが、調査員には身分証明書を携帯させるとともに、皆様方へのご迷惑にならないように十分配慮し作業を進めて参りますので、現地調査へのご理解をいただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

### 記

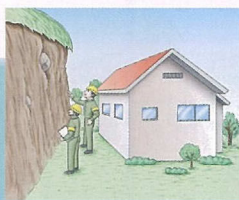
1. 調査期間 令和8年5月上旬～令和8年9月下旬（随時）
2. 調査範囲 飛騨市古川町地内（調査箇所位置図参照）
3. 調査方法
  - 1) 危険箇所とその周辺の住宅、田畑、山林等において調査します。
  - 2) 調査時間は、午前9時から午後5時頃までとします。
  - 3) 調査は、2～3人程度のグループで行います。
  - 4) 主に、地形調査、施設調査、写真撮影を行います。
  - 5) 調査員は作業服・腕章・ヘルメットを着用、身分証明書を携帯します。
4. 調査業者 株式会社 テイコク 技術第2部 担当：田村、棚橋  
TEL：058-214-3419
5. 問合せ先 古川土木事務所 河川砂防課 担当：香田、平野  
TEL：0577-73-2911

# 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



## 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

## 土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

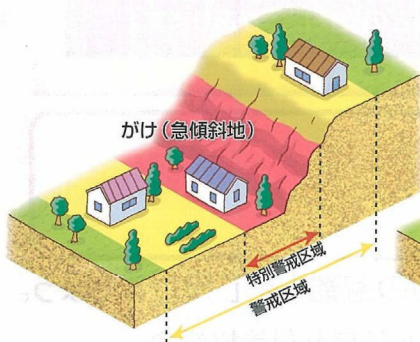
### 土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が  
区域指定の  
対象となります。

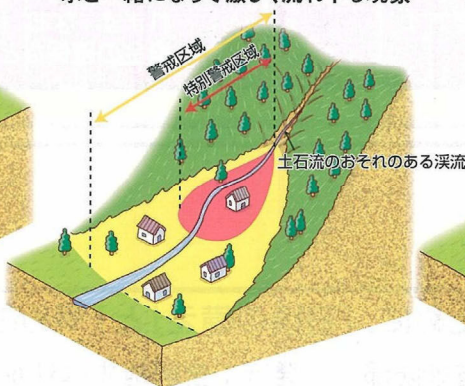
#### がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



#### 土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



#### 地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象






# 調査箇所位置図 古川町高野



## 凡例

 調査箇所